

科学的助言の提供に関するベスト・プラクティスの共有のための  
まぐろ類 RFMO 合同専門家会合報告書  
(スペイン、バルセロナ 2010年5月31日~6月2日)

1. ~ 10. (省略)

11. 勧告

毎年収集されるルーチンデータ：漁獲量、努力量及びサイズデータ

1. まぐろ類 RFMO のすべてのメンバーは、まぐろ類 RFMO の科学機関が最新の情報に基づいた科学的助言の提供が円滑に行えるよう、まぐろ類 RFMO の既存の義務的なデータ要件に基づき、良質のデータを時宜を得た形で提供することに最優先に取り組むよう要請される。
2. 漁業データの提出の遅れは、コミュニケーション技術（例えば、ウェブベース）を十二分に活用にして減らしていくべきであり、基本的なデータ形式の調和に向けて努力しなければならない。
3. メンバーによって提供される資源評価に使用する基本的なデータ（旗国別の漁獲量、努力量及びサイズ並びに時期/海域）が、まぐろ類 RFMO のウェブサイト又はその他の手段を通じて利用可能となるよう努力しなければならない。
4. 資源評価作業を支援するためには、時宜を得た形で詳細な操業データを利用可能にするべきであり、また、アクセス保護及びデータの安全性に関する RFMO の規則及び手続きを通じて、機密上の懸念が解決されなければならない。
5. まぐろ類 RFMO は、すべての船団、とりわけ情報が限定される遠洋はえ縄漁業者を対象に、漁獲量、努力量及びサイズ組成に関する適切なサンプリングを確実に実施しなければならない。
6. まぐろ類 RFMO は、特に次のデータの推定方法に関して、データの質を改善するために協力しなければならない。： (1) まき網及び沿岸零細漁業によって漁獲されたまぐろ類の種及びサイズ組成 (2) 蓄養まぐろの漁獲量及びサイズ。
7. RFMO は、加盟国からルーチンに報告される情報の確認及び報告のない船団の漁獲量の推定の両方を実施するため、データの代替的な情報源、とりわけオブザーバー及び缶詰工場に関するデータを利用しなければならない。

## 生物学的データ

8. 性別ごとの自然死亡率の増加及び行動パターン、並びに資源評価のためのその他の基本的なパラメーターを推定するため、定期的かつ大規模な標識放流計画が、適切な報告制度とともに開発されなければならない。
9. アーカイバルを用いた標識放流は、まぐろの行動及び脆弱性に関するさらなる知見を提供するものであり、標識放流計画として継続されなければならない。
10. 空間的管理措置を実施するため、すべてのまぐろ類 **RFMO** において評価の空間的側面が奨励されなければならない。
11. 高解像度の空間的生態系モデリングフレームワークは、まぐろ資源及びその環境の生物学的な特徴をより適切に統合する機会を提供することから、すべてのまぐろ類 **RFMO** においてその使用を奨励されなければならない。

## 資源評価

12. まぐろ類 **RFMO** は、各々の資源評価作業のピアレビューを促進しなければならない。
13. まぐろ類 **RFMO** は、データが乏しい状況においては、2つ以上の資源評価モデルを使用し、仮定の多いモデルの使用は避けなければならない。
14. 科学委員会の議長らは、資源評価のためのチェックリスト及びその最低基準を共同で作成しなければならない。

## まぐろ類 **RFMO** によるコミュニケーション

15. 資源状況及び管理に関する勧告の取りまとめを行うため、すべてのまぐろ類 **RFMO** が検討できるよう統一された要旨が策定されなければならない。これらの要旨は、**Kobe 3** において科学委員会の議長らによって議論及び提案されなければならない。
16. **Kobe2** 戦略マトリックスは、主として十分な情報が利用可能である資源に拡大及び適用されなければならない。
17. まぐろ類 **RFMO** は、各々の科学的な成果に関して、時宜を得た適切な情報を公開するための制度を開発しなければならない。
18. まぐろ類 **RFMO** によって実施された過去の評価に関連するすべての文書、データ及び仮定は、関係者が評価することができるよう利用可能な状態にしておかなければならない。

## まぐろ類RFMO 間の協力の促進

19. 科学委員会の議長らは、まぐろ類 RFMO が共同で対処し得る注釈付きの共通課題のリストを策定し、そして、Kobe3 会合における議論のため、それらの優先順位付けをしなければならない。
20. まぐろ類 RFMO は、複数種の資源の保存を支援するため、CLIOTOP のような生態系及び社会経済学的手法を統合するプログラムに積極的に協力しなければならない。

## キャパシティ・ビルディング

21. 既に提供されているキャパシティ・ビルディング支援の有効性のレビューを、まぐろ類 RFMO が決定する場合には、実施しなければならない。要請に応じて、それぞれの RFMO の枠組みの中で、途上国のまぐろの科学的管理能力に対するレビューを実施してもよい。
22. 先進国は、途上国における適切な制度上の取決めに基づき、ローカル、サブ・リージョナル及びリージョナルの相乗効果を十分に活用しつつ、持続的な形で、途上国、とりわけ発展途上の島しょ国のキャパシティ・ビルディングに対する財政的及び技術的支援を強化しなければならない。
23. まぐろ類 RFMO は、あらゆる種類のキャパシティ・ビルディングに対応する援助資金を設けなければならない（例えば、技術者及び科学者の訓練、奨学金及び特別研究員の職、会合への参加、施設の建設並びに漁業の振興）。
24. まぐろ類 RFMO は、必要な場合には、途上国、とりわけまぐろが水揚げされる国のデータを収集及び処理するための技術者の定期的なトレーニングを確実に実施しなければならない。
25. キャパシティ・ビルディングを受けるに当たって、国内制度が構造的に不十分なところについては、まぐろ類 RFMO と密接に作業していくことで改善されなければならない。

12. ～ 13 (省略)

Appendix 1～2 (省略)